特集 💿 全国一律最低賃金をめぐる諸問題

全国一律最賃制確立の重要性と課題

小越洋之助

はじめに

日本経済のグローバル化において歴代自公政権、 なかんずく安倍内閣の大企業優先の成長戦略、財 界の飽くなき蓄積要求によって、所得や富が一握 りの富裕層、大企業に集中し、その下での労働 者・勤労者の雇用条件・労働諸条件が悪化してい る。この現実において若者、高齢者を問わず、勤 労者の所得の低下が進行し、貧困と格差が広がっ ている。ワーキングプア問題は多くのメディアで も取り上げられ、同時に「中間層の疲弊」も語ら れる状況である。組織労働者、未組織労働者を問 わず、生活が苦しい、生活できないという状況が 広がっている。このことに対して、資本との対抗 軸、カウンターパートを担うべき労働組合の必要 性と社会的意義が改めて問われている。

本稿では日本の貧困化について多少の記述を行 い、その根源にある「賃金の下位層」に置かれた 多数の非正規労働者、未組織労働者の賃金を制度 的に引き上げる最低賃金制に焦点を当て、とくに 全国一律最賃制の動向について、先進国の最近の 事例を参考にしつつ、日本の著しく遅れた最賃制 の現状や、全国一律最賃制の必要性と課題、その 今後の展望について、筆者の意見を加えて記述し てみたい。

労働者の貧困の現状をどう捉えるか

1) アメリカ研究者の分析から

ワーキングプアの増大、「中間層の減少」は先 進資本主義国で共通の現象であるが、日本ではと くにアメリカの後追いの状況にある。

ロバート・B・ライシュ(カルフォルニア大学 バークレー校教授)は、グローバル経済の特徴と なるアメリカ企業の多国籍企業化とその影響を説 明している。図1はその労働者への影響を筆者な りに理解し図示したものである。

アメリカ大企業の多国籍企業化によるグローバ ル資本主義を、ライシュは「スーパー資本主義」 と表現した。要約すれば、アメリカの大企業の海 外展開は国内産業と雇用の空洞化の招来、海外と の競争を理由に労働者への人件費削減を推し進め る。賃金の低下や雇用不安は「分厚い中間層」の 減少・その疲弊、「働く貧困層」を生み出した。 それらは自動的に行われるのではなく、IT革命 を背景とし、金融業などの企業経営を有利にさせ るさまざまな規制緩和、同時に株主資本主義とい う企業の体質変化がバックにある。1950 ~ 60 年 代まではアメリカ企業はさまざまなステークホル ダー(従業員、消費者、顧客、株主)を念頭に企 業経営を行ってきた。だが 1980 年代は株主価値 の重視に企業経営をシフトし、投資家や金融業、 大企業の最高経営幹部(CEO)に法外な報酬を 与えた。他面、労働者・従業員はリストラによる

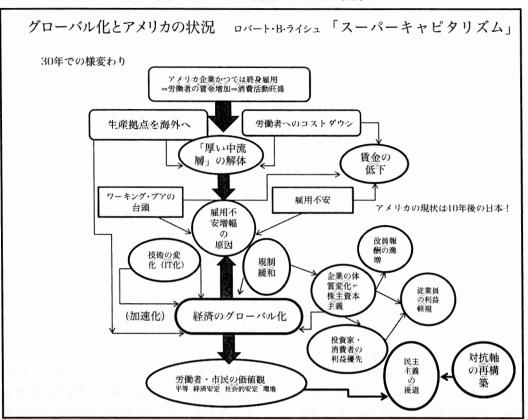


図1 グローバル化とアメリカの状況

資料:ロバート・B・ライシュ『暴走する資本主義』(2008 年、東洋経済)を参考に筆者の理解により図示。

解雇、賃下げなどを頻発させられた。少数の大企 業経営幹部、ウォール街(証券、銀行業など)の 幹部、投資家など少数の富裕層はますます富を増 加させたが、逆に貧困層の増加、「中間層」の疲 弊により両者の所得格差は厖大に広がった。民主 主義の後退の危機であり、労働組合の活性化など の対抗軸の構築が必要である、と。

さらに、ライシュは、近著『最後の資本主義』 において「働く貧困層」「中間層の疲弊」が増加 した背景・原因を指摘している。第1に、景気低 迷期における「中間層」の疲弊。具体的には人件 費削減、外注の増加、オートメーション化による 代替、直接的な賃下げなどで、解雇・失業により 彼らは、賃金水準が低い地域のサービス産業(小 売業、ファストフード業など)に転落したこと、 第2に、連邦最低賃金の低い水準での長期凍結、 第3に、「福祉から就労」への政策変更、を挙げ ている⁽¹⁾。

「中間層の疲弊」は、本書でライシュがとくに 強調している点であり、多くの富と所得が少数の 高額所得層・富裕層に向かう動きの進行の中で、 この層の賃金は低下し、消費を維持するために厳 しい自助努力を迫られた。1970年代、80年代は 妻、母親による多就業化、1990年代は長時間労 働の強制、2000年代は借金づけになった。貧困 層はさらに厳しい解雇や再就職の困難を生んだ。 再就職できても、賃金や手当の切り下げが直撃す る。まさしく貧困層の増大と「中間層の疲弊」は 無関係ではなく、連動しているのだ、と。

2) 日本の貧困の特徴について

さて、ライシュの指摘を参考にして日本の現状

をみよう。

高度成長期には、日本の労働者は、経済成長に おける分け前、その一部を受け取ることが可能で あった。また、若年労働力不足は深刻で、初任給 の上昇は1973年頃まで続いた。その給源は農業 から供給され、「初代労働者」が増えた。雇用は 正規雇用が中心で、いわゆる終身雇用が慣行化し、 昇給が保障された。1960年代後半からのインフ レの下では、労働組合はインフレ阻止闘争でスト ライキを行い実質賃金の上昇が担保された。マイ ホームの購入や、子女の高等教育までの進学の可 能性の広がり、ベビーブームによる出生率の上昇 により人口も増加した。

貧困層はむろん存在していたが、それは団塊世 代が享受した「一億総中流」の影に隠れていた。

だが、いまの現実はどうか。安定した正規雇用 の機会は減少し、失業・半失業層は減らず、非正 規雇用が約40%である。2016年平均で、役員を 除く雇用者総数5372万人中、非正規は2016万人 37.53%(「労働力調査詳細集計」)、年収200万円 以下の「ワーキングプア」2015年1130万人(国 税庁「民間給与実態調査」)である。それは若者と 高齢者に多い。

派遣労働が自由化され、新しい技術革新を利用 して、労働者の「賃労働」の本質をはぎ取り自営 業主化させる動きも登場している。賃金は1998 年以降恒常的に低下している。長時間労働・過密 労働が常態化し、過労死や過労自殺が社会問題に なっている。「ブラック企業」が流行語大賞とな り、高齢化だけでなく、労働力の世代的再生産に 危機をもたらす少子化、人口減少が顕在化してい る。社会保障は抑制、削減され、それを営利化= 産業化させる政策すら進行している。

ここで挙げた例はすべてが貧困化の指標である。 かつて、マルクスが『資本論』で展開した資本の 蓄積の対極としての労働者階級の側における「貧 困、労働苦、奴隷状態、無知、野蛮化、および道 徳的堕落の蓄積」とした貧困化の規定は今日でも 姿を変えて生きているのである。

貧困というと、われわれはまず生活の貧困、社 会保障の貧困を想起する。それはむろん誤りでは ない。ただし労働条件や雇用関係、企業内におけ る上司からのパワハラ、セクハラ、労働者の企業 内、地域における孤立化、孤独化、頼れる仲間が いない、あるいは余暇の活用、文化や芸術に接近 できないなどの社会関係、文化からの排除も貧困 化の指標である。

グローバル化した経済体制が進行している今日、 とくに「労働の貧困」にまず注目すべきであろう。 近年の日本ではアメリカほどでなくても、富裕層 の富の増加、大企業経営者の報酬の激増、大企業 の内部留保の増大、その対極として貧富の格差の 拡大、ワーキングプアの増加が顕在化、可視化し ている。筆者は日本における「労働の貧困」をま ず雇用条件の貧困として、①「働き過ぎ、働かせ 過ぎ」による貧困、②「雇用の不安定・半失業」 による貧困、③「生活できない低賃金と昇給の展 望なし」による貧困にさしあたり整理した。また、 低賃金層の増大と「中間層」の賃金の低下(下方 分解)を論証した⁽²⁾。

ここではその視点から、非正規労働者層・貧困 層に直接影響する日本の最賃制に注目した。本稿 はいわばその分析の延長線であり、現行最賃制の 問題点、対応軸の一つとしての全国一律最賃制を めぐる諸課題について以下展開したい。

日本の最低賃金制の特徴—「貧 困最賃」「格差最賃」「社会的標準 の欠如」

 1) 貧困最賃について――「貧困線」と最賃 制の比較

日本の最賃制の根本的欠陥は、①その水準が貧 困ラインと大同小異であり、独立した生活ができ ないこと(貧困最賃)、②地域別最賃の弊害が露 骨に現われ、地域格差が膨大化してい ること(格差最賃)、③最賃の「社会的 標準の欠如」に整理した。現行の最賃 制については、このほか、①決定基準 として事業の支払能力が大手を振って いること、②審議会委員、とくに労働 者側委員任命が公正ではないこと、③ 「最賃と生活保護との整合性」(改正最賃 法第9条3項)が実現していないことも 挙げておきたい。

第1の貧困最賃と規定するには、「相 対的貧困率」との対比が必要である。

表1は総務省による相対的貧困率(総 (資因線 世帯)の結果である。表示のように ^{注1:†} 1999年~2014年には中央値は312万円 ^{注2:†} から263万円と49万円も下落した。そ _{資料:*} の2分の1未満の貧困線も156万円から132万円 と24万円も下がった。2014年は5年前と比較し て中央値は7万円、貧困線は3万円も低下してい る。

これは人口の高齢化、高齢者の退職による収入 の低下を反映していると思われるが、可処分所得 の低下による貧困層の対象の変動による貧困線へ の影響もある。その背景には勤労者層の賃金や営 業収入の低下、税・社会保険料の負担増大による 「中間層の疲弊」があるとの指摘もある。(「しん ぶん赤旗」2017年1月29日、31日号の分析参照)

この貧困線を地域別最賃の水準と比較したい。

2016 年 10 月に改定し、2017 年発効している現 在の最賃時間額は加重平均値で 823 円、最高額 (東京で 932 円)、最低額(沖縄県、宮崎県で 714 円)である。加重平均額について月額換算すれば、 ①政府基準の 173.8 時間で 14 万 037 円、②150 時間換算で 12 万 3450 円、③1 日 8 時間 22 日就 労で 14 万 4848 円である。

「相対的貧困率」との対比では、この名目最賃 額に税・社会保険料を控除した可処分所得ベース

表1 相対的貧困率(総世帯)

	1999 年 (平成 11 年)	2004年 (16年)	2009年 (21年)	2014年 (26年)
	%	%	%	%
相対的貧困率	9, 1	9.5	10, 1	9, 9
世帯主の年齢階級別 30歳未満 30~49歳 50~64歳 65歳以上 世帯類型別	15. 2 7. 1 7. 7 15. 0	15.7 7.2 8.4 14.1	15.6 7.7 9.6 13.7	12.0 6.6 9.5 13.6
単身 大人1人と子供 2人以上の大人のみ 大人2人以上と子供	21.5 62.7 7.2 7.5	19.6 59.0 7.9 7.8	21.6 62.0 8.3 7.5	21.0 47.7 8.9 6.6
中央値 貧困線(中央値 ÷ 2)	万円 312 156	万円 290 145	万円 270 135	万円 263 132

注1:世帯主の年齢階級別及び世帯類型別の相対的貧困率は、統計表[(全 国)分析表:第84表]から計算している。

注2:相対的貧困率は等価可処分所得(税・社会保険料を控除した手取り 所得)の中央値の2分の1未満。

資料:総務省『平成26年全国消費実態調査』2016年10月31日。

にする必要がある。中央最低賃金審議会(中賃) が生活保護との比較で使用してきた沖縄県の最賃 における可処分所得比率は2012年で0.849であ る。便宜上、約15%とみて計算すると、①は11 万9031円、②10万4933円、③12万3121円で あり、いずれも2014年の貧困線132万円を下 回っている。日本の最賃は貧困ライン未満なので ある。

いうまでもなく、この水準は労働者がまともに 生活できる水準ではない。その水準が単身者とし ての労働者の最低生計費にすら到達していないこ とは別稿で論じられているとおりである。

日本の最賃制自体が地域別の業者間協定(中学 卒女性の初任給協定)から出発し、その後中高年 女性パート労働等が主体の地域別の産業別最賃や 地域別最賃に変わった。この根本的発想には、最 賃の対象はジェンダー差別を内包する「家計補助 型」でよしとする政策があった、と考えられる⁽³⁾。 現在の労働市場では、男性主体の年功賃金体系が 崩れ、非正規雇用の増加、男性による低賃金の パート・アルバイトへの参入も広がっている。女 性も独立志向が増えているのに、最賃が家計補助 的水準という矛盾が顕在化している。 名目成長率を3%引き上げる一環として最低賃金 を2016年度より年3%ずつ増加する、という方 針を示した(「日経」2015年11月25日)。

安倍首相は 2016 年の最賃引上げ 3 %を実行し

2) 安倍首相の最賃3%引き上げをどうみるか

安倍内閣は「1億総活躍社会」なる主張の中で、 た。これは安倍首相の非正規労働者への「人気取

表2 最低賃金を3%ずつ引き上げた場合のシミュレーション 全労連 国民寿闘共闘委員会

表2	最低	資金	を3%	6すつ	りうき.	上げて	こ場台	のシ	ミユし	ノーシ	/ヨン			全	労連、	国民春	闘共闘	委員会
ランク	都道府県	2015	格差額	2016	改定額	差額	2017	2018	2019	2020	合意差額	2021	2022	2023	格差額	2024	2025	格差額
С	北海道	764	- 143	787	786	- 1	811	835	860	886	- 114	912	940	968	- 37	997	1,027	- 192
D	青森	695	- 212	716	716	0	737	759	782	806	-194	830	855	880	- 124	907	934	- 285
D	岩手	695	- 212	716	716	0	737	759	782	806	- 194	830	855	880	- 124	907	934	- 285
С	淫 城	726	- 181	748	748	0	770	793	817	842	- 158	867	893	920	- 85	947	976	- 243
D	秋田	695	- 212	716	716	0	737	759	782	806	- 194	830	855	880	- 124	907	934	-285
D	山形	696	- 211	717	717	0	738	761	783	807	- 193	831	856	882	- 123	908	935	- 284
D	褐马	705	- 202	726	726	0	748	770	793	817	- 183	842	867	893	- 112	920	947	- 272
В	茨城	747	- 160	769	771	2	792	816	841	866	- 134	892	919	946	- 59	975	1,004	- 215
В	栃木	751	- 156	774	775	1	797	821	845	871	- 129	897	924	951	- 53	980	1,009	- 210
C	群 馬	737	- 170	759	759	0	782	805	829	854	- 146	880	906	934	- 71	962	990	- 229
В	埼玉	820	- 87	845	845	0	870	896	923	951	- 49	979	1,008	1,039	34	1,070	1,102	- 117
A	千葉	817	- 90	842	842	0	867	893	920	947	- 53	976	1,005	1,035	30	1,066	1,098	- 121
A	東京	907	0	934	932	- 2	962	991	1,021	1,051	51	1,083	1,115	1, 149	144	1, 183	1, 219	0
A	神奈川	905	- 2	932	930	- 2	960	989	1,019	1,049	49	1,081	1, 113	1,146	142	1, 181	1,216	- 3
C	新潟	731	- 176	753	753	0	776	799	823	847	- 153	873	899	926	- 79	954	982	- 237
C	山梨	737	- 170	759	759	0	782	805	829	854	- 146	880	906	934	- 71	962	990	- 229
В	長野	746	- 161	768	770	2	791	815	840	865	- 135	891	917	945	- 60	973	1,003	- 216
В	寄山	746	- 161	768	770	2	791	815	840	865	- 135	891	917	945	-60	973	1,003	- 216
С	fi III	735	- 172	757	757	0	780	803	827	852	- 148	878	904	931	- 74	959	988	- 231
C	福井	732	- 175	754	754	0	777	800	824	849	- 151	874	900	927	- 78	955	984	- 235
С	岐阜	754	- 153	777	776	- 1	800	824	849	874	- 126	900	927	955	- 50	984	1,013	- 206
В	静阔	783	- 124	806	807	1	831	856	881	908	- 92	935	963	992	- 13	1,022	1,052	- 167
A	受知	820	- 87	845	845	0	870	896	923	951	- 49	979	1,008	1,039	34	1,070	1,102	- 117
B	E ff	771	- 136	794	795	1	818	842	868	894	- 106	921	948	977	- 28	1,006	1,036	- 183
В	波 賀	764	- 143	787	788	1	811	835	860	886	- 114	912	940	968	- 37	997	1,027	- 192
B	京都	807	- 100	831	831	0	856	882	908	936	- 64	964	993	1,022	17	1,053	1,085	- 134
A	大阪	858	- 49	884	883	- 1	910	938	966	995	- 5	1,024	1,055	1,087	82	1, 119	1, 153	- 66
B	兵脉	794	- 113	818	819	1	842	868	894	920	- 80	948	977	1,006	1	1,036	1,067	- 152
C	奈良	740	- 167	762	762	0	785	809	833	858	- 142	884	910	937	- 67	966	994	- 225
C	和歌山	731	- 176	753	753	0	776	799	823	847	- 153	873	899	926	- 79	954	982	- 237
D	岛收	693	- 214	714	715	1	735	757	780	803	- 197	827	852	878	- 127	904	931	- 288
D	岛根	696	- 211	717	718	1	738	761	783	807	- 193	831	856	882	- 123	908	935	- 284
CB	岡山	735	- 172	757	757	0	780	803	827	852	- 148	878	904	931	- 74	959	988	- 231
C	広島	769	- 138	792 753	793 753	1	816 776	840 799	866 823	891 847	- 109	918	946	974	- 31	1,003	1,033	- 186
D	他品	695	- 212	753	753	0	776	799	782	847	- 153	873 830	899	926 880	- 79 - 124	954	982	- 237 - 285
C	 而 川	719	+	716	716	1	763	759	809	806	- 194	830	855 884	911	-124 - 94	907 938	934 966	- 285
D	受奴	696	-188 -211	741	742	0	763	786	783	834	- 166	859	884	882	-94 - 123	938	966	-253 -284
D	高知	693	- 214	714	717	1	735	757	783	807	- 193	831	850	882	-123 -127	908	935	- 284
C	福岡	743		765	765	0	735	812	836	861	- 197	887	914	941	- 127	904	931	- 288
D	化数	694		715		0	736	758	781	805	- 139	829	854	879	-64 -126	909	999	- 220
D	長崎	694		715		0		758	781	805	- 195	829	854	879	-126 - 126	906	933	- 286
D	熊本	694		715		0		758	781	805	- 195	829	854	879	-126 -126	906	933	- 286
D	大分	694		715	+	0		758	781	805	- 195	829	854	879	-126 - 126	906	933	- 286
D	宮崎	693		713		0		757	781	803	- 195	829	852	879	- 120	900	933	- 288
D	鹿児岛	694		714		0		758		805	- 197	829	854	879	-127 - 126	904	931	- 286
D	沖亂	693		713		0		757	780	803	- 197	827	852	878	- 120	900	933	- 288
	<u>」</u> 重平均	798		822		1		872		925	- 75	953	981	1,011	6	1,041	1,072	- 147
L		1.50	100	1	1 040	1	1 041	012	L 030		L 15	355	301	1,011	1 0	1,041	1,012	1 147

資料:全労連・国民春闘共闘委員会作成による。

り」政策の色彩が強いが、それはともかく、最賃 3%引き上げで最賃の改善はどうなるのか。

全労連・国民春闘共闘は、最賃が毎年3%上昇 したときのシミュレーションを発表した(表2)。

これによれば、加重平均で時給 1000 円に到達 するのは 2023 年(1011 円) であり、2017 年から 数えてあと7 年後を待たねばならない。しかもこ れは中小企業の生産性向上を前提とし、景気動向 に影響され、政府当局が毎年3%引き上げる明確 な確約もない⁽⁴⁾。また、3%程度の引き上げでは 労働組合、エキタスなどが要求する時給 1500 円 の達成など夢の夢である。

3) 格差最賃

第2の「格差最賃」とは、近年の最賃の地域格 差が増大し、Aランク最高地域(東京)とDラン ク最低地域(2016年度、同年10月発効:沖縄、 大分)の時給格差が932円対714円と218円にも 広がり、近年の第三次産業、小売業、サービス業 に従事する若い労働力はもちろん中高年パートも 大都市部に移動し、地元に残らないことである。 これは首都圏内部でも生じている。埼玉県と東京 都は目と鼻の先であり、埼玉県では東京都並みの 時給を提供しなければ、中小企業は必要な労働力 を確保できない。最賃のこの地域格差は今日では その格差の根拠を説明できない問題となっている。

4) 社会的標準の欠如

第3の、「社会的標準の欠如」とは、第1、第2 と関連し、日本には最賃額がランクごとにバラバ ラで、一体どこが標準かさっぱり分からないこと である。この根本原因は「中賃目安」にある。全 国の最賃をA~Dランクに区分け、ランク内の都 道府県でも金額が違う。労働者を地域ごとに分断 する側には大変好都合ではある。複雑で金額が異 なる数字を見れば、誰でも自分の属する地域の水 準のみ、せいぜい隣接県のみに関心を集中させ、 労働者を目線の狭さに追いやる。さらに日本の最 賃の国際比較には、加重平均などを別途算出し、 これをあたかも日本の最賃の標準水準に代位させ ている。なお、今日の雇用改革、労働時間改革も この「多様化・非標準化」の方向に向かっている。

3 全国一律最賃制への道程

1) なぜ、全国一律最賃制が必要か

現状を改革するには、最賃を欧米諸国が実施し ているように全国一律制にすることが有効である。 同時に「事業の賃金支払い能力」(最賃法第9条2 項)という決定基準、審議会委員の公正な任命の 実現も必要である。ではなぜ全国一律制が必要な のか。

第1は、いうまでもなく、低賃金労働者の賃金 の「底上げ」の意義である。A~Dのランクの差 別的格付けをやめること、それをベースに地域活 性化を進める必要性である。現状のような格差最 賃は生計費、物価、(他の最賃決定基準においてす らも)、なんらの根拠もない。全労連・労働総研 の調査結果では生計費には明確な地域間の共通性 がある。生活できる最賃制への転換が急務である。 地域間に生計費という共通の土台を据えられない 最賃では企業による低賃金地域への資本移動に利 用される。現在では民間だけでなく、政府までが 低い地域の賃金を利用している。公務員の臨時職 員や正規の初任給の抑制、低下に一役買っている。 低い最賃地域の現状を放置せずそこを「生活の土 台」として変革する必要性である。

第2は、均等待遇・「同一労働同一賃金」の真 の実現にとって、憲法の「法の下の平等」(第14 条1項)に抵触する最賃制の地域格差は揚棄すべ きで、これなしには「同一労働同一賃金」にはな らない。沖縄県のスーパー、チェーン店の労働者 の仕事は東京でも北海道でも類似だが、なぜ大き な最賃格差があるのか。最賃が一律最賃になるこ とは、男女、正規・非正規間の均等待遇の前提条 件である。

第3は、「事業の公正競争」にとっても一律最 賃が必要なことである。今日は最賃適用の多い第 三次産業、サービス産業では各企業が安売りの過 当競争でしのぎを削っている。地域での一部企業 のダンピングを抑制し、適正価格を維持するため には賃金の土台(floor)をどこでも同一にする必 要がある。それは「下請単価」「取引単価」を買 いたたく大企業の横暴を規制することと密接に関 連している。

第4は、最賃と団体交渉を結合させる必要性で ある。ILOは最賃制を団体交渉の代替物とせず、 両者の効果的な組み合わせを図ることを奨励して いる。その際、「最賃制度を可能な限り簡素かつ 運営可能なものに留めること」を奨励している⁽⁵⁾。 ドイツの最賃制はこれを実行した。筆者は団体交 渉(日本での春闘)において、一律最賃との結合 はベア中心の賃金闘争のみから脱却させ、産業別 最賃、職種別標準賃金・最低賃金など企業横断的 な個別賃金闘争の目標をより分かりやすくさせる と見ている。

第5は、最賃制を国際比較したILO報告では、 地域最賃を残しているのは、日本、中国、インド ネシア、フィリピン、ベトナム、カナダ、メキシ コ、ベネズエラ、シリアという10ケ国で、少数 派であり、イギリス、フランス、アメリカ、を含 め大半の国(59ヶ国)に全国一律最賃制がある、 と指摘している⁽⁶⁾。

欧州諸国はもとよりアフリカ諸国の大半、アジ アでもインド、パキスタンなど、近隣ではタイ、 韓国でも全国一律最賃制を導入している。日本に 全国最賃がないのは、「日本は先進国」などは耳 元でそっと言うことになる。この制度がないこと は国際的に見れば「日本の後進性」「日本の恥」 というべきであろう。

第6は、全国一律最賃制の成立により、その水 準が国民的最低限保障(ナショナル・ミニマム保 障)の梃子になることである⁽⁷⁾。日本の勤労者は 労働者だけではない。農業従事者や小規模経営の 自営業主とその家族なども含まれる。あるいは近 年増加している「フリーランス型」の労働者もい る。この層の多くは政府・大企業によるさまざま な規制緩和、市場・価格支配において悪戦苦闘し ている。全国一律最賃制をテコにその生活困難状 態を改革する必要性がある。同時にフランス、オ ランダなどが実施している失業給付、公的扶助、 児童手当など所得保障との連動やその目安として も機能することが可能となる。

2) 諸外国の全国一律最賃の動向

表3は2015年の主要国の最賃制を購買力平価 と為替レートにより表示したものである。

各国は全国一律制を採用している。

〈フランス〉 最賃が際立って高いが、これは先 進国で最も優れた最賃制である。つまり毎年7月 1日、消費者物価上昇率とブルーカラーの実質賃 金上昇率50%を加味し、格差縮小を意図してい る。全国団体交渉委員会の意見を参考に政府が改 定する。なお年度途中でも物価が2%以上上昇す れば改定する。そのほか政策改定もある。最賃の 水準は同国の正規のブルーカラー労働者の賃金の 65%に達する。そのほか、失業給付や生活保護 を受けても「その金額が最低賃金以下であれば、 最低賃金レベルまで就労して収入を得ても、日本 のように、収入をカットされるようなことはな い」⁽⁸⁾。

〈アメリカ〉 1938 年の連邦法(「公正労働基準 法」)で規定された一律最賃がある。ただし金額 を直接議会で決定する方式(国会方式)で、この 水準は一旦決まると改定は容易ではなく、スライ ド制がないからインフレには対応できない。その ため最賃の実質価値低下は長期間続く。共和党は 雇用喪失を理由に最賃引上げに反対し、現在 7.25 ドル(2009 年改定)も変えていない⁽⁹⁾。アメ

リカの富裕層の資産と所得の増大の反面、表3 各国最低賃金の比較(2015年) 貧困層や中間層が疲弊し、それらの所得 の増加が大きな運動になっている。運動団 体「Fight For 15dollars」(F.F.15:「時給 15 ドルのための闘い」)は大企業やウォール 街による富の偏在と不公正、貧困層の低 賃金実態に対抗して「公正な賃金」(fair wage)を掲げ、労働組合(サービス従業員 組合:SEIU)、地域住民、NPO、学生、 中小企業事業者、宗教家などが支援し、 デモ、ストライキなどで勢いを増した。 その結果、州法での引き上げや市や郡レ ベルの生活賃金条例などが飛躍的に発展 している。連邦最賃を15ドルに引き上げ を目指すが、当面州、郡、市レベルなど に「迂回」し、条例などで実現している。

表4はアメリカの市レベルでの生活賃 金条例について、州の主要都市で、15ド ル以上の決定だけを筆者がピックアップ したものである。

生活賃金運動は当初は自治体と契約を 結ぶ業者などを対象としたが、運動の理 論的指導者スファニー・ルース女史によ れば、2012年、ファストフード産業、ウォ ルマート、流通、倉庫業などでのストラ イキ闘争が発展し、ウォルマートで働く 労働者は時給15ドルの職種別最低賃金を 確立した。生活賃金運動で獲得した時給 は8ドル75セントから16ドルとさまざ まであるが、近年2~3年かけて15ドル (1700円)にする自治体、郡が広がってい る、としている(10)。

〈ドイツ〉 グローバル化、EU加盟によるドイ ツ資本の他国への進出と資本のコスト削減政策、 東欧の安い外国人労働者の流入、社会民主党シュ レダー主導の労働市場改革、とくに「ハルツ改 革」による国内における失業給付の削減や「ミニ

		購買力平価	2016 為替	
	各国通貨表示	国通貨表示 US\$ 円 換算		レートによる 換算(円)
日本	780 円	6.94	840	780
米国	7.25 USドル	7.23	875	789
フランス	9.61 그 - ㅁ	10.90	1,319	1,156
ドイツ	8.50 ユーロ	10.21	1,236	1,023
英国	6.70 ポンド	8.17	989	990
韓国	5580 ウオン	5.44	659	523

注1:購買力平価による換算は、2014年価格基準でデフレートした実 質値。円への換算は、2015年の為替レート(121.1円/US\$) による。

注2:為替レートは、TTB(売り)+TTS(買い)の平均値。

表4 アメリカにおける 15 ドル以上の市、郡、州 (2017年2月段階)

カルフォルニア州	サンフランシスコ市	15 ドル	2018年7月
(市と郡)	エメリービル市	16 ドル	2018年7月
	ロサンジェルス市	15 ドル	2020 - 21 年までに
	ロサンジェルス郡	15 ドル	2020 - 21 年までに
	サンタモニカ市	15 ドル	2020年7月
	パサデナ市	15 ドル	2020年7月
	マウンテンビュー市	15 ドル	2018年7月
	バークレー市	15 ドル	2018年10月
ワシントン州	シアトル市	15 ドル	2018 - 21 年までに
(市)	シータック市	15 ドル	2014年1月
ニューヨーク州	ニューヨーク市	15 ドル	2018 年までに
(市と郡)	ウエストチェスター郡	15 ドル	2022 年までに
	ロングアイランド	15 ドル	2022 年までに
首都	ワシントン D. C	15 ドル	2020 年までに
ニューヨーク州	市内	15 ドル	2018 年末
	周辺	15 ドル	2021年末
カルフォルニア州		15 ドル	2022 年

資料:ステファニー・ルース「新自由主義における労働組合の力の構 築」および同氏「米国最新事情」『月刊全労連』No.224, 237.「赤 旗」2016年2月6日号などによる。

> ジョッブ」(月額450ユーロ以下、所得税、社会保 険料の免除)の創出と急増(2015年6月で673万 人)による労働市場の不安定化が進展した⁽¹¹⁾。

組合組織率の低下(1996年約70%から2013年) 約52%)において、企業別協約の増加や協約未

資料出所: OECD(為替レートは、三菱UFJリサーチ&コンサル ティング)。

適用層も増加し、産業別協約の機能の低下が発生 するなか、食品、飲食、旅館業などを組織する労 働組合などの強い要求、DGB(ドイツ労働総同 盟)の全国最賃確立の方針化と運動、左翼党の躍 進やメルケルを首班とした大連立政権の成立とい う複雑な政治過程において、2015年1月1日、 18歳以上の成人時給8.5ユーロ(約1236円)の 全国一律最賃制が実現した。その水準は、財界な どが主張していた失業は問題にならず、女性や旧 東ドイツの労働者の賃金引上げに貢献したと言わ れている⁽¹²⁾。

2017年1月1日以降は4%引き上げられ8.84 ユーロに改定の予定である。なお、ドイツの最賃 決定機構は議長1名、労使委員各3名、諮問委員 (学識者代表。議決権なし)2名で構成され、連邦 労働社会省に勧告する役割を担う⁽¹³⁾。

ドイツの特徴は産業別協約の機能低下を補いつ つ、低賃金層の増大に寄与する一津最賃制が希求 されたといえよう。経過はともかく、欧州の有数 の先進国に全国一律最賃が成立した意義は限りな く大きい。

〈イギリス〉 ブレア労働党政権になって初めて 全国一律最賃制を導入したイギリスでは、表5の 左のように現在21歳以上の「成人賃率」は、6.7 ポンド(992円)である。「ナショナル・ミニマ ムウエイジ」としている。これは2016年10月よ り時給6.95ポンド(1029円)になる。

他方で21歳未満の労働者には年齢別減額最賃 となっている。(18~20歳は表示の5.30ポンド から5.55ポンドへ引上げ)

労働党政権から代わった保守党政権は、財政難 打開に緊縮政策を実施し、社会保障関連給付を削 減するなかで、新たに25歳以上の成人に適用す る「全国生活賃金」(2016年4月から時給7.2ポ ンド:約1066円)を制度化した。全体像が複雑 なので、筆者が表5に表示した。

表 5	イギリスにおける最低賃金の種類・生活賃金の時間額	(2016 年 5 月時点)

		全国一律最低賃金 ational Minimum Wage:NMW			生活賃金 Living Wage:LW	全国生活賃金 National Living Wage:NLW
実施時期	1999 年			2005 年	2011年	2016年4月
適用対象	21 ~ 24 歳 (成人賃率)	18 ~ 20 歳 (発展的賃率)	16~18歳	ロンドン	ロンドン以外	25 歲以上
金額	£6.70	£ 5. 30	£ 3.87	£9.40	£ 8.25	£7.20
£1≒148円	992 円	784 円	573 円	1391 円	1221 円	1066 円
注釈	E釈 成人質率は 当初18歳か 2010年以降 ら21歳 22歳以上か ら21歳以上 へ				なく非営利団体が雇用主に自主 を促す(導入企業は認証制度)	* 2017年4月以降£7.5を予定(1110円) 円) * 2020年時給£9(1332円) 中央値の60%をめざす
	その他の減額 徒弟は£3.30	(制 18 歲未満 f	23.87	 大ロケ算 ① 1 ① 1 ① 2 ② 7 ④ 1 ① 1 ① 1 ○ 0 中 1 中 1 ○ 0 中 1 ○ 0 中 1 ○ 0 ○ 0<td>「最低所得水準」方式 (minimum income standard) 必要最低限の生活水準の市民 の意識を調査。これに基づき、 生活費を計算。 独身から子ども4人の世帯ま で9タイプの世帯を設定⇒ ⇒必要最低限の消費に要する 費用を元に「最低所得水準」 を決定+住宅費+カウンシル 税を加え世帯タイプごとの生 活費を出し世帯数の加重平均 する</td><td> *税財源による6つの給付(①求職者 給付(所得調査制)②雇用支援給付 (所得調査制)③所得補助④住宅 給付⑤児童税額控除⑥就労税額 控除) ⇒普遍的給付(Universal Credit) に再編 *福祉給付に上限設定⇒上限額カップ ル及び1人親は週当たり500£又は 年間£2万6000(税引き後)。単身 者は週当たり£350 </td>	「最低所得水準」方式 (minimum income standard) 必要最低限の生活水準の市民 の意識を調査。これに基づき、 生活費を計算。 独身から子ども4人の世帯ま で9タイプの世帯を設定⇒ ⇒必要最低限の消費に要する 費用を元に「最低所得水準」 を決定+住宅費+カウンシル 税を加え世帯タイプごとの生 活費を出し世帯数の加重平均 する	 *税財源による6つの給付(①求職者 給付(所得調査制)②雇用支援給付 (所得調査制)③所得補助④住宅 給付⑤児童税額控除⑥就労税額 控除) ⇒普遍的給付(Universal Credit) に再編 *福祉給付に上限設定⇒上限額カップ ル及び1人親は週当たり500£又は 年間£2万6000(税引き後)。単身 者は週当たり£350

資料:https://gov.UK./Natinal minimum-wage rate、労働政策研究・研修機構「海外労働情報」などを参考にして筆者が作成。 円換算は 2016 年末の為替レートを使用。 表のように、最低賃金は21歳以上と全国生活 賃金25歳以上の2本立てであり、生活賃金はロ ンドンとそれ以外の地域に分けられ計算方法が違 う⁽¹⁴⁾。

全国生活賃金は保守党政権が財政を逼迫の原因 とされた税額控除の削減などの福祉改革を実現さ せる意図で、いわばそのバーターとしたものであ る。25歳以上に対して時給7.2ポンド、これを 将来的には時給9ポンドに引き上げ、最賃の中央 値 60 %を目指す、というものである。これは 25 歳以上の「最低賃金」である。真ん中の「生活賃 金」はロンドンのように、物価が高く全国一律制 ではカバーできない地域からはじまり、その他の 地域にも波及した。これはアメリカで展開してい るリビングウエイジ運動、その生活賃金とは異な る。アメリカは条例による最低賃金の引き上げで あるが、イギリスのそれは表示のように条例とい う形をとらず、企業の自主性を尊重している。こ の水準を守る企業は優良企業として「認証」され、 社会的に評価される。

4 日本の現状からの課題

以上、全国一律最賃制確立の意義、諸外国の簡 単な状況スケッチから、今の日本の最賃制が全国 一律制を阻んでいる条件を検出し、かつそこで克 服すべき政策課題について、筆者なりの主張を挙 げたい。

第1は、全国一律制を回避し、分断的な、バラ バラな最賃を依然として維持している財界や安倍 内閣・厚生労働省当局のスタンスである。日本の 現状は貧富の格差拡大、ワーキングプアの増加、 中間層の「疲弊」という状況に確実に向かってい る。「生活できる最低賃金」のために、最賃を大 胆に上げる抜本改革が運動主体にはとくに必要な 時代である。

第2は、以上と関連し、とくに中賃「目安」の 問題である。

この制度の発足は、1975年の労働4団体共闘、 4野党(社会・共産・公明・民社)共同法案にお ける全国一律最賃制の法制化要求を、中賃が逆に 利用し、1978 年から「全国的整合性」の論理で 体制側に取りこんだ制度であり、この仕組みが惰 性的に長期間続いている。中賃は決定機構でもな いのに、事実上地賃の金額決定を拘束している。 「全国的整合性」の論理は最賃の地域格差縮小に は無力であった。「目安」などとして金額の絶対 額を示さず、引上げ額なるもので誘導する。しか も現行最賃法にも明文化した規定はない。足がな い幽霊のような存在が事実上実権をもって動いて いる。A~Dの地域ランクづけも、誘導指標とし ての30人未満の零細企業賃上げ率(「賃金改定状 況調査」)の仕組みもこの制度が生み出したもの である。

だが情勢はかつてと今日では大きく変動してい る。例えば大店舗法の廃止などによる規制緩和で、 地域の商店街、零細企業は疲弊し、小売り、流通 部門は大企業が支配するチェーン店、大型店が主 体となるように変貌している。居酒屋の「和民」 が全国で最賃額そのものでの求人広告を出してい たことが国会で問題にされた⁽¹⁵⁾。最賃額そのも のでの求人は「最低賃金の最高賃金化」であり、 法違反ではなくても最低賃金の本旨にもとる。最 低賃金法は労働基準法を継承した「最低限賃金」 であり、最賃額以上を支払うことを意味している。 関連して、最低賃金の主な対象を小零細企業だけ に絞る政策は見直すべきである。

第3は、上記の問題と関係して、最低賃金法の 決定基準(法第9条2項)にある支払能力規定の 問題性である。この基準はそもそも生計費のよう に計測や算定が困難である。近年の低賃金のパー ト・アルバイトなどの人手不足で地元の小零細企 業は人材確保上大手を上回る時給を払う例も少な くない。小零細企業のためというより大企業を有 利にさせる規定に変化した可能性、という感すら

表6	就業形態別地域別最低賃金と賃金水準	(2005~2014年)

項目			産業計・事業所規模 30 人以上									
	地域別最低賃金		一般的	労働者		パートタイム労働者						
	(全国加重平均 時間額)	所定内給与 (月額)	所定内 労働時間	時間当たり 所定内給与	時間額比	所定内給与 (月額)	所定内 労働時間	時間当たり 所定内給与	時間額比			
年	1	2	3	4=2/3	1/4	5	6	7=5/6	1/7			
	(円)	(円)	(時間)	(円)	(%)	(円)	(時間)	(円)	(%)			
平成 17 年	668	324, 730	152.5	2, 129	31.4	93, 614	94.0	996	67.1			
18年	673	325, 736	153.2	2,126	31.7	95, 414	94.5	1,010	66.6			
19年	687	323, 054	153.4	2, 106	32.6	97, 212	95.8	1,015	67.7			
20年	703	324, 467	152.7	2, 125	33.1	97, 736	94.8	1, 031	68.2			
21 年	713	318, 261	149.9	2, 123	33.6	96, 698	91.5	1,057	67.5			
22 年	730	319, 267	151.6	2,106	34.7	97, 890	92.8	1,055	69.2			
23 年	737	319, 862	150.8	2, 121	34.7	98, 411	92.6	1,063	69.3			
24 年	749	319, 011	152.7	2,089	35.9	99, 651	93.9	1,061	70.6			
25 年	764	318, 509	151.2	2, 107	36.3	99, 136	92.7	1,069	71.5			
26年	780	320, 864	150.8	2, 128	36.7	99, 282	92.1	1,078	72.4			

注:時間当たり所定内給与および時間給比は労働基準局労働条件政策課賃金時間室にて算出。 資料:厚生労働省『毎月勤労統計調査』。

ある。やや古いが中小零細企業経営が経済環境に 左右されるデータがある。そこでの経営上の障害 は、何と言っても「販売不振・受注の減少」であ り、「同業他社との競争」「人材不足」「原材料・ 仕入価格の高騰」「製品価格(販売価格)の下落」 が続く。「人件費の増大」はさしたるウエイトで はない。中小企業経営者はひたすら人件費削減を 追求しているわけではない。むしろ優秀な人材の 確保に期待している。経営上の障害の懸念には、 「出荷額」「付加価値」を脅かす要因の方が大き い⁽¹⁶⁾。この阻害要因を除去することこそが大事 であり、最賃決定に「事業の支払い能力」をわざ わざ規定する必要はない。

第4は、ABCDランクに格付けた地域別最賃 の矛盾、限界の露呈である。同じ移動、流動でも、 資本は低賃金地域を目指すが、労働力は高賃金地 域を志向する。低賃金地域で働く労働者にとって は、しごく当然の選択であり、現行の都道府県別 の現行のランクづけは根拠がなく、とくにC、D ランク地域での固定化は若者の減少、人口流出、 地域崩壊などその弊害が顕著に表れている。平均 賃金に地域間格差があっても最低賃金の地域間格 差を許すべきではない。ただし、いうまでもない ことだが、全国一律になっても、現行のC、Dラ ンク水準のままでの一律制は絶対にダメである。 一律最賃でも低い額に収斂されては意味がない。

当面 1000 円以上、1500 円を目指す必要がある。 時給 1000 円以上は現在でも不可能な水準ではな い。表6は、労働省労働基準局作成のデータであ る。これは「毎月勤労統計調査」の事業所規模 30 人以上の数値である。

表のように、パートタイム労働者でも平成18 年(2006年)以降、平成24年(2014年)に至る も時給は1000円を超えている。所定内給与表示 であり、最賃額には通勤手当、家族手当、精・皆 勤手当ては除外されていることに考慮したい。同 表では所定内労働時間はおおむね150時間である。 神奈川の最賃裁判では原告は政府の計算方式を批 判し、時給1000円以上、労働時間150時間計算 にするように主張した。当局は問答無用で現在ま で無視した。時給額、労働時間は資料からも最賃 裁判の原告の主張の正当性が裏づけられる。

また、近年の人手不足による市場価格としての 時給の上昇はさらに顕著である。当面の目標であ る最賃時給 1000 円以上の可能性は広がっている。

全国一律制をめぐる今後の課題 一むすびにかえて

日本政府(安倍内閣)は日本での低所得者の広 がりとその現状において、財界ばかりに目を向け、 貧困の克服、ワーキングプアの解消、国民生活の 保障を構築せず、「企業の稼ぐ力の強化」ばかり を強調してきた。その結果、「貧困層」の可視化、 「中間層の疲弊」において、安倍首相が行ったわ ずか3%程度の引き上げで済むものではない。日 本の最賃制の抜本改革が求められる情勢になって いる。

近年とくに顕著になっている東京圏など大都市 部への人口の集中、地方の人口減少、若者の地方 からの流出において、これを抑えるには、地域の 特殊な一部の企業を誇大宣伝することだけではな く、どこでも労働者・勤労者が日々生活できる賃 金・所得の最低限を確立することではないか。全 国一律最賃制の確立はそのためのテコになりうる。 むろん地域の「疲弊」はひとえに最賃制のみでは なく、地域活性化の課題一地域の産業をどう再生、 活性化させるか、という地域おこし、産業政策の あり方とも連動している。この点では近年注目さ れている「地域循環型産業構造」⁽¹⁷⁾の動向にも注 目したい。同時に全国一律最賃制の確立はそのた めのテコになりうる。

また、近年時給1500円以上の要求が若者を中 心に提起され、生計費との関連においてその要求 の正当性が認知されている。ただし、要は「要求 の正当性」だけではなく、それを実現させる運動 主体の展開いかんであろう。これは現段階では率 直に言って簡単ではない。

諸外国の事例を見れば、どの国でも一律最賃制 の成立には労働組合や市民階層の切実で多彩な キャンペーン活動がある。要はその意義を広める 世論形成であり、法案を実現させる国会での野党 の共闘である。現時点では野党共同法案には貧困 と格差をなくすテーマに最賃制問題は登場してい ないが、若者などの貧困層の増大、「中間層の疲 弊」の現実は今後も間違いなく日本社会を覆う テーマである。アベノミクスの破綻において、労 働者・消費需要の拡大、そのための有効な賃金闘 争、生活できる全国一律最賃制の確立が必須であ る。

全労連は 2016 年 12 月、「2017 年国民春闘方針」 を掲げた。そこでは賃金底上げの中心課題として 「人間らしく暮らせる全国一律最賃制の実現」を 据えた。「8 時間普通に働けば、人間らしい最低 限の生活ができてこそ賃金であり、そうしてこそ 経済もうまく回る」という「太い合意」を構築す る、とした。具体的には「全国どこでも月額 22 ~23 万円+α(時給 1500 円程度)が必要という ことの周知と理解」である。

国会での野党や超党派の共同とともに、労働組 合間の連携、地域における市民団体の替同や、特 に直接の利害当事者の一翼にある中小企業経営者 との共同、協議も不可欠であろう。業者において 最賃が大幅に引き上がることによる経営への懸念 を払拭し、この課題に向けて積極的に賛同するた めの最大の要件は、大手による「不公正取引」の 解消ではないか、と筆者は考える。下請単価の恒 常的切り下げ、大手による不当廉売や買いたたき などを厳格に規制し、中小企業の取引単価を適正 にさせること、それにより、適正利潤の保障、過 当競争からの防衛による秩序ある公正競争の確保、 中小企業部門での最賃水準を率先して引き上げる 方途を追求すべきである。業者との地道な協議で 「取引単価の算定基礎」に全国一律制を導入させ る意義の重要性も指摘しておきたい。

(おごしようのすけ・代表理事・國學院大学名誉教授)

- (注)
- ロバート・B・ライシュ著(雨宮寛、今井 章子訳)『最後の資本主義』2016年、東洋経済

新報社、第14章(ワーキングプアの台頭) 176~186頁。

- (2) 拙稿「非正規・低賃金層の増大と最低賃金 制の問題」『労働総研クォータリー』2016/2017
 年秋・冬号、第4章。
- (3) この点の指摘は後藤道夫「最賃 1500 円運動
 ーその大きな背景と変化」『賃金と社会保障』
 第 1660 号、2016 年 6 月下旬号、を参照。
- (4) 第1次安倍内閣時 2007 年3月、政府の「成 長力底上げ戦略推進円卓会議」において「最 低賃金の引き上げと中小企業の生産性向上に 向けて政労使一体になって取組む」という合 意がある。2010年の政府目標は中小企業への 支援と連携して「2020年までの目標」の設定 として、「できる限り早期に全国最低 800 円を 確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均 1000円を目指すこと」とした。この方針は現 安倍政権でも「堅持」(2014年8月1日当時の 田村憲久・厚生労働相発言)である。だが、 日本弁護士連合会(日弁連)によれは、安倍 内閣は「年率3%を目途して名目GDPの成 長に配慮し引きあげていく。これにより全国 加重平均が1000円になることを目指す」(2016 年6月閣議決定)とし、最賃引上げの後退を 指摘している(日弁連発行のパンフによる)。
- (5) ILO「世界賃金報告」2009年1月、労働 政策研究・研修機構データベースによる。
- (6) 筒井晴彦『働くルールの国際比較』2010年、学習の友社、85頁。
- (7)全国一律最賃制とナショナル・ミニマムに ついては森治美「全国一律最賃制を軸とした 社会的賃金闘争へ」『経済』No.253、2016年 10月号、がある。
- (8)労働総研仏英調査団『フランス、イギリス 働くルールと生活保障の最新事情』労働総研 ブックレット No.1、2011年、本の泉社を参照。
- (9) 岡田則男「オバマ政権下の『貧困との戦い』」

『労働総研クォータリー』No.97、2015 年冬号 を参照。

- (10) スファニー・ルース「新自由主義世界における労働組合の力の構築」『月刊全労連』
 No.224、2015年10月号12頁(訳者は布施恵 輔、名取学氏)。
- (11) 片岡正明「労働協約の国での全国一律最賃制の確立」『労働総研クォータリー』No.97、
 2015 年冬号を参考にした。
- (12) この間の経過は、岩佐卓也『ドイツの労働 協約』2015年、法律文化社、第4章(協約賃 金の低水準化-NGGと法定最低賃金)に詳 しい。
- (13)労働政策研究・研修機構「ドイツ」2015年1月、2016年7月。
- (14) その概要は労働政策研究・研修機構「海外労働情報」2015年10月。ロンドンについては 岸道雄「ロンドンリビングウエイジに関する 考察」『政策科学』(立命館大学政策科学部) 20-2、2013年2月がある。
- (15) この資料は森岡孝二『雇用身分社会』2015年、岩波新書、221 頁に収録されている。
- (16)神奈川県中小企業団体中央会『神奈川県の 労働事情:平成24年度中小企業労働事情実態 調査報告書』(調査時点平成24年7月1日)。
- (17)吉田敬一「グローバル循環型経済に対抗する地域活性化、ローカル循環型経済への展望」 『月刊全労連』No.241、2017年3月号、松丸和夫・吉田敬一・中島康浩『地域循環型経済への挑戦』労働総研ブクレットNo.5、本の泉社。なお、藤田実「日本資本主義の蓄積基盤の変容と財界戦略・アベノミクス」(上記(2) 『労働クォータリー』の提言)も参照。